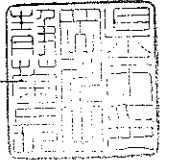




菊生環第 80 号  
平成 30 年 6 月 7 日

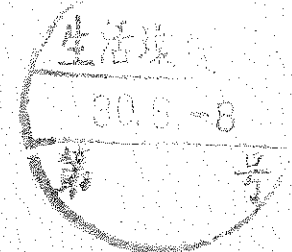
静岡県知事 川勝 平太 様

菊川市長 太田 順



「(仮称) 御前崎リサイクルエネルギープラザ整備事業環境影響評価方法書」  
に関する意見について (回答)

平成 30 年 5 月 21 日付け環生第 73 号により照会のありました標記の件について、静岡県  
環境影響評価条例第 14 条第 2 項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見を別紙のと  
おり提出します。



担当 菊川市生活環境部環境推進課  
電話 0537-35-0916  
FAX 0537-35-0981

## 別紙

### 「(仮称) 御前崎リサイクルエネルギープラザ整備事業環境影響評価方法書」 に関する意見書

(仮称) 御前崎リサイクルエネルギープラザ整備事業は、御前崎市池新田地区内に廃棄物の焼却施設(発電施設を含む)と併せて選別破碎施設の設置を計画しており、焼却施設(発電施設を含む)の処理能力は566t/日、発電出力12,000kwであり、選別破碎施設の処理能力は544t/日の規模が予定されています。

今回、調査対象範囲となっている菊川市の南部地域は、御前崎遠州灘県立自然公園の石山公園があり、北東部から南西部に菊川、牛渕川等の菊川水系が形成する水田地帯が広がっており、周辺には住宅が形成されている地域となっています。

事業者におかれましては、本事業による環境への影響を可能な限り回避・低減し、環境の保全について十分に理解・認識した上で、以下の点に留意し、環境影響評価を着実にを行うようお願いします。

- ・環境影響評価の実施中に環境へ影響を及ぼす新たな事実が生じた場合は、必要に応じ、選定された項目及び手法を見直し、または追加的に調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。
- ・地域住民等に事業について十分に理解されるよう、各種調査の実施及び公表などを積極的に行うこと。また、地域住民等からの意見に十分配慮するとともに、適切な機会をとらえて、わかりやすく丁寧に説明を行い、地域住民の理解を得たうえで事業を進めること。